

「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」ができました



2016年12月、
国は「部落差別の解消の推進に関する法律」をつくりました。

この法律は、部落差別が現存していることを認めるとともに、情報化の進展に伴いインターネット上で新たな差別事象等が発生する中で、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するためになりました。また、2019年には、同様の主旨で「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」ができました。

太宰府市においても「部落差別は決して許されないものであり、その解消に努めることが市の責任である」との姿勢を明らかにするために、2020年12月25日にこの条例ができました。

条例のポイントや目的を正しく理解し、部落差別のない明るい社会を実現しました。

ポイント②

部落差別の解消のため、相談体制の充実、教育と啓発のさらなる推進を図ります。國や県が実施する実態調査に協力し、太宰府市においても必要に応じて、実態に係る調査を実施していきます。

ポイント①

現在も部落差別があるというと、太宰府市にとって「部落差別の解消は重要な課題である」という認識を明記し、その解決のための取り組みを行うことで、部落差別のない社会を実現することを決意しています。

太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例（抜粋）

もくじき (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律及び太宰府市人権都市宣言に関する条例の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

しせきむ (市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、本市の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、本市の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、本市の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(実態調査)

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国及び県が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。